

【国から10月6日に提出された答弁書の内容】

① 所有権に基づく妨害排除、妨害予防請求権について

国造搦 60 haは、昭和 63 年に佐賀県から払い下げられた（昭和 63 年売買）。

- ・ 売買契約書には佐賀県及び南川副漁協が記載、記名押印。
- ・ 佐賀県議会の議決では売却先が南川副漁協と明示。議決において明示されている売却先以外の者と売買をすることはあり得ない（議決を経なければ無効という最高裁判例がある）。
- ・ 共同漁業権の補償は組合員ではなく漁協に対して行われる、という最高裁判例。昭和 63 年売買は南川副漁協の共同漁業権の補償として行われた→当事者が佐賀県と南川副漁協とされたのも当然、佐賀県から所有権を取得したのは南川副漁協であったと考えるのが自然かつ合理的。組合員は共有持分を取得していない。
- ・ 佐賀県は、昭和 63 年売買と同じ頃、早津江、大詫間、広江の各漁協を契約書上の当事者として、国造干拓建設事業に伴う漁業補償として国造搦の土地を売却。早津江及び大詫間は、各土地を取得後、平成元年 12 月 1 日付けで自らの組合員に対して当該各土地の共有持分として売却＝直接売却されたものでない→昭和 63 年売買を直接売却と解することは極めて不自然。
- ・ 早津江、大詫間の事例→南川副漁協の組合員が登記をすることに支障があったとは考えられず、取得から約 35 年間もの長期にわたって登記がされることがなかったことも不自然。
 - a 個々に土地を利用するよりも全員で営農する方が高い収益を見込める。
 - 組合員に対する登記がされたからといって、組合員全員で営農することが妨げられるものではない
 - b 全体で営農をするために無関係な第三者の介入を防止する目的
 - むしろ実体的にも南川副漁協の単独所有とする動機があったことを裏付ける。持分の登記をしないことの的確な根拠たり得ない。
 - c 分配費用や分配の公平性の問題（登記手続の煩雑さ、高額な登記費用、土地による農業収益の差異）。

→ 早津江、大詫間各漁協の事例→南川副漁協に限って、登記が困難であったといえない。現物分割でない以上、組合員に対する登記がされたからといって、土地ごとの農業収益の差異による分配の不公平の問題が生じるともいえない。

- ・平成 26 年の駐車場用地売却（平成 26 年売買）も、有明海漁協は、その固定資産であることを前提に、理事会を開催し、売買をする旨の議決をした上で、契約当事者として、佐賀県との間で売買契約を締結している。佐賀県議会の議決も昭和 63 年売買と同様。→平成 26 年時点で、有明海漁協が、国造堀 60 ヘクタールを単独で所有していたこと、すなわち本件協議会の会員がその共有持分を有しているものではなかったことと整合する。

国が有明海漁協から本件土地を購入し、所有権を取得

↓

国に所有権がある。

国は、漁協が契約書の売主であることや登記名義を有していることなど形式的・表面的な点のみを根拠に債権者らに持分権（所有権）がないことを主張

② 人格権に基づく妨害排除、妨害予防請求権について

オスプレイ配備による平常時の墜落等の事故による被害について、国は、抽象的な可能性を示唆するものに過ぎないとして、危険性をすべて無視

【10月13日の債務者審尋の内容】

- ・10月13日11時からの審尋直前に求釈明申立書を提出しました。

国造干拓時の漁業補償に関する合意内容（とりわけ「昭和38年申合せ」）について明らかにすること等6項目

国が曖昧にする「昭和63年売買」の性格～漁業補償なのか、売買なのか？

①漁業補償は国造干拓時の国と漁業者との間の合意→なぜ県と漁協の売買にこの合意が関係があるのか。

②漁業補償なのに漁協が代金を支払うという矛盾点

→ 契約名義や登記名義のような形式論では決められない、「地権者」がいるという事実を動かさせない。

- ・債務者審尋でのやり取り

裁判所：昭和 63 年売買について、佐賀県から誰に対して代金支払いがなされているのか？

国：契約書は確認しているが、代金支払については不明。

裁判所：(求釈明について) 昭和 63 年売買は漁業補償という前提か？

債権者：漁業権に対する補償とは考えていない。漁業行使権として個人が有している権利がある。本件土地は農地造成によって生まれた土地で、漁業者個人々々への配分を当然の前提としている。詳しくは 11 月 22 日までにお答えする。

裁判所：今後、10 月 20 日、11 月 22 日、12 月 20 日で期日を予定している。現時点では、12 月 20 日で審尋終了するつもりである。

【今後の主張の方針】

地権者となった経緯・実態についての補充

漁業権消滅に対する漁業補償は金銭補償が原則

現に、地元紙では昭和 38 年、国造干拓完成の際、農林省が四漁協に対して 9000 万円の補償金を支払うことを約束していたという報道がある。

入植増反希望者に対して農地を優先配分するという昭和 38 年申合せはこの漁業補償とは別の意味を持たされていると考えるべきではないか。

・漁業行使権として個人が有している権利を失わせ、漁業から農業へと生業を大きく変えさせることについての個人に対する補償

昭和 38 年申合せにおける合意内容が農地造成→空港建設へと目的を変え、国から佐賀県に払い下げがあった後も変更がなかった。

など・・・

【次回以降の期日】

第 2 回審尋 2023 年 11 月 22 日 (水) 午前 11 時～

第 3 回審尋 2023 年 12 月 20 日 (水) 午前 11 時～

以上